

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年5月10日

内閣総理大臣

小泉 純一郎 様

茨城県金砂郷町長 成井 光一郎

平成15年8月29日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請いたします。

記

1. 変更事項

計画本文

4 構造改革特別区域の特性

6 構造改革特別区域計画の目標

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域計画に及ぼす経済的社会的効果

8 特定事業の名称

別紙：807及び914

5 当該規制の特例措置の内容

別紙：920の追加

1 特定事業の名称

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

4 特定事業の内容

5 当該規制の特例措置の内容

2. 変更事項の内容

別紙のとおり

構造改革特別区域計画の変更について

金 砂 郷 町
(下線部改正箇所)

新	旧
<p>構造改革特別区域計画（本体）</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <u>当区域内の幼稚園は、少子化により平成15年度をもって幼稚園1園が廃園となり、南部地区2園、北部地区1園の計3園が設置されている。保育所は1所あり、このうち北部地区の幼稚園と保育所が合築施設（こどもセンター）として運営している。</u></p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標 そのため、幼稚園児、保育所児の合同クラスを編成することにより、幼児期からできるだけ多くの人と接し、社会性や創造性を育む機会を提供していくこととしたい。<u>また、合同活動の一環として幼稚園児、保育所児の同一給食を実施し、食生活の指導においても食育を図るよう努めることとしたい。これらにより、保護者の子育てへの不安の解消に努めるとともに、今後は幼稚園における預かり保育の実施など、保護者が利用しやすい制度を実施していくものとする。そして、合築施設によって実現可能となった幼保一体的運営を一層推進することにより、少子化に対応した幼児の保育環境を整備し、幼児の豊かな人間性と社会性を育み、地域の活性化にもつなげていきたい。</u></p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 特区において、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年度は、<u>5歳児28名（幼稚園15、保育所13）となっていたが、平成16年度は、3歳児42名（幼稚園17、保育所25）、4歳児43名（幼稚園19、保育所24）、5歳児40名（幼稚園17、保育所23）の計125名（幼稚園53、保育所72）が合同活動を行う。幼児数は減少傾向にはあるが、今後3年程度は約100名、その後も80名から90名の幼児が合同活動をする事ができると見込んでいる。</u></p>	<p>構造改革特別区域計画（本体）</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <u>当区域内の幼稚園は、南部地区2園、北部地区2園の計4園、保育所は1所であり、このうち北部地区の幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営している。</u></p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標 そのため、幼稚園児、保育所児の合同クラスを編成することにより、幼児期からできるだけ多くの人と接し、社会性や創造性を育む機会を提供していくこととしたい。<u>これにより、保護者の子育てへの不安の解消に努めるとともに、今後は幼稚園における預かり保育の実施など、保護者が利用しやすい制度を実施していくものとする。また、合築施設によって実現可能となった幼保一体的運営を一層推進することにより、少子化に対応した幼児の保育環境を整備し、幼児の豊かな人間性と社会性を育み、地域の活性化にもつなげていきたい。</u></p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 特区において、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年度においては、<u>5歳児28名（幼稚園15、保育所13）となっている。幼児数は減少傾向にはあるが、「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」の特例措置を開始する平成16年度以降は、3歳児・4歳児も対象とすることで、今後3年程度は約100名、その後も80名から90名の幼児が合同活動をする事ができると見込んでいる。</u></p>

新	旧
<p>8 特定事業の名称 <u>幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業</u> <u>保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業</u> <u>公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業</u></p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 <u>また、合同活動の一環として現在、こどもセンターうぐいすの金郷幼稚園に給食を搬入している常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場の給食を保育所にも提供することにより幼稚園児と保育所児の同一給食を実施し、食生活の指導においても幼保の合同活動を実現する。</u></p>	<p>8 特定事業の名称 <u>幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業</u> <u>保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業</u></p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 <u>また、幼稚園児には保育所児と同一の給食を実施することにより、食生活の指導においても幼保の合同活動を実現したい。</u></p>
<p>構造改革特別区域計画（別紙：807）</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>当区域内では平成15年度をもって幼稚園1園が廃園となり、現在、幼稚園3園、保育所1所を設置しており、このうちの幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営している。</u>しかし、幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。</p>	<p>構造改革特別区域計画（別紙：807）</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>当区域内では幼稚園4園、保育所1所を設置し、このうち幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営しているが、</u>幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。</p>
<p>構造改革特別区域計画（別紙：914）</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>当区域内では平成15年度をもって幼稚園1園が廃園となり、現在、幼稚園3園、保育所1所を設置しており、このうちの幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営している。</u>しかし、幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p><u>なお、合同活動の具体的な内容としては、午前については、これまで行ってきた内容に加え、専門の音楽講師の音楽に合わせ、幼児が踊ることにより、自己表現やリズム感等を養ったり、また、ALT（外国語</u></p>	<p>構造改革特別区域計画（別紙：914）</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>当区域内では幼稚園4園、保育所1所を設置し、このうち幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営しているが、</u>幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。</p>

新	旧
<p><u>指導助手)とふれあうことにより、幼児期から国際感覚を身に付けるとともに、コミュニケーションの基礎を培ったりするものなど、教育を中心に活動を行うものです。また、大部分の幼稚園児が降園してしまう午後については、養護を中心とし、遊びの中から、社会性や人間関係を養うものです。</u></p> <p><u>構造改革特別区域計画（別紙：920）</u></p> <p>1 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 金砂郷町立こどもセンターうぐいす 施設の設置主体：金砂郷町 施設の規模：床面積 1,260㎡（木造平屋） 施設の所在地：茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿257番地の5</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定日</p> <p>4 特定事業の内容 事業に関与する主体：金砂郷町 事業が行われる区域：金砂郷町の全域 事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から 概要：幼稚園・保育所合築施設である「金砂郷町立こどもセンターうぐいす」に常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場（地方自治法第252条の2に基づく協議会で運営）の給食を搬入し、保育所児、幼稚園児の同一給食を実施する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 当区域は、過疎化、少子高齢化による幼児数の減少や核家族の増加に伴い、幼児が他の幼児と共に活動する機会が少なくなり、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養するうえで課題が生じている。出生数は昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に</p>	

新	旧
<p>6.2%,平成2年に5.2%,平成15年では4.3%となっている。また,65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。</p> <p>当区域内では平成15年度をもって幼稚園1園が廃園となり,現在,幼稚園3園,保育所1所を設置しており,このうちの幼稚園1園と保育所を合築施設(こどもセンター)として運営している。しかし,幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。</p> <p>このため,「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき幼稚園・保育所合築施設である「金砂郷町立こどもセンターうぐいす」において幼稚園・保育所の一体的運営を推進し,また,幼稚園児と保育所児の合同活動事業を実施するものであり,合同給食もその一環である。</p> <p>今回,金砂郷町立こどもセンターうぐいすの幼稚園児に提供されている常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場の給食を保育所児にも提供し,幼稚園児,保育所児ともに区別のない給食を行い,集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全な発達を助長しようとするものである。</p> <p>また,常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場の給食の保育所への導入により,保育費用のうち給食が占める割合を軽減するなど,保育所運営の合理化を進めることが可能となる。</p> <p>なお,対象となる保育所児は平成16年4月1日現在,3歳児25名,4歳児24名,5歳児23名の計72名であり,0歳児から2歳児までの30名については,従来どおり,こどもセンターうぐいす内の調理室において調理し,提供するものである。さらに金郷幼稚園の学年始め・学年末休業日及び夏季・冬季休業日においては,保育所の3,4,5歳児についてもこどもセンターうぐいす内の調理室において調理し,提供する。</p> <p>こどもセンターうぐいすの調理室は,面積39.74㎡で保育所児に給食を提供するため保存,配膳及び加熱など必要な機能を備えるとともに,調理師,栄養士が常勤しているため,離乳食,食物アレルギー及び体調不調児等の対応や食事の内容や回数,時機に応じて適切な対応が可能な体制となっている。</p> <p>常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場は,学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2の規定に基づき設置し,平成12年8月</p>	

新	旧
<p>1 日から常陸太田市と金砂郷町の協議会（地方自治法第 252 条の 2）により運営しているものである。従って、衛生面における基準は、文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」（平成 9 年 4 月 1 日制定・平成 15 年 3 月 31 日改定）を満たしており、「保護施設における調理業務の委託について」（昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）」第 4 の 2 に定められた内容も満たすものである。また、茨城県大宮保健所の協力のもと、こどもセンターうぐいす調理室の検査等が実施されており、今後も連携を図っていくこととしている。さらに受託業者となる常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場は、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日厚生省児童家庭局長通知）に示されている「5 受託業者について」も当然、基準を満たすものであり、また、こどもセンターうぐいす調理室における管理運営体制により、「1 調理業務の委託についての基本的な考え方」を踏まえ、「3 栄養面での配慮について」及び「4 施設で行う業務について」も実施するものである。</p> <p>児童に必要な栄養量は、学校給食実施計画に摂取量を定め給与することとし、また、食育を図る観点からは、「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」（平成 16 年 3 月 16 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」（平成 16 年 3 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施し、実施にあたっては、家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもと保育士、調理員、栄養士などの職員が有する専門性を活かしながら提供するよう努めるとともに児童の発育・発達課程に応じて配慮すべき事項を「食事についてのマニュアル」に独自に定めるなど、個々の児童にきめ細かに対応できる体制をつくっていくこととしている。さらに常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場では、地場産の食材を使用することにより、幼児の季節における産物の認識を高めると共に、安全性及び質を高め、食育及び地域活性化を図っている。</p>	